

○内閣府告示第五百六十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第三項の規定に基づき、内閣総理大臣の定める利子補給率を次のように定める。

なお、平成二十年内閣府告示第二百三十八号（地域再生法の規定に基づき利子補給率を定める件）は廃止する。

平成二十年十二月一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

地域再生法第二十条第三項の内閣総理大臣の定める利子補給率は、0・7パーセント以内とする。

○内閣府告示第二百八十五号

地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十四号）の施行に伴い、及び地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十四条第三項（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地域再生法の規定に基づき利子補給率を定める件（平成二十年内閣府告示第五百六十七号）の一部を次のように改正し、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。

平成二十四年十一月一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

本文中「第二十条第三項」を「第十四条第三項（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

○内閣府告示第二百六十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第三項及び第五十六条第三項の規定に基づき、
内閣総理大臣の定める利子補給率を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 総合特別区域法第二十八条第三項の内閣総理大臣の定める利子補給率は、〇・七パーセント以内とする。
- 二 総合特別区域法第五十六条第三項の内閣総理大臣の定める利子補給率は、〇・七パーセント以内とする。

附 則

この告示は、総合特別区域法の施行の日から施行する。

○内閣府告示第二百五十六号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第二十八条第三項の規定に基づき、内閣総理大臣の定める利子補給率を次のように定める。

平成二十六年九月八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

国家戦略特別区域法第二十八条第三項の内閣総理大臣の定める利子補給率は、〇・七パーセント以内とする。